

瀬戸市火薬類取締法施行細則をここに公布する。

平成26年3月28日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市規則第19号

瀬戸市火薬類取締法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「法」という。）、火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号）及び火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(煙火消費計画書等)

第2条 法第25条第1項の許可（煙火に係るものに限る。以下同じ。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、省令第48条第1項に規定する火薬類消費許可申請書に煙火消費計画書その他関係書類を添え、正本1通及び副本2通を市長に提出しなければならない。

(煙火消費許可証)

第3条 市長は、法第25条第1項の許可をしたときは、煙火消費許可証を申請者に交付するものとする。

2 市長は、法第25条第2項の規定により同条第1項の許可をしないときは、煙火消費不許可通知書により通知するものとする。

3 第1項の煙火消費許可証は、煙火の消費の際に所持していなければならない。

(変更の届出書)

第4条 省令第81条の14の表11の項第3欄に規定する届出書は、火薬類消費許可申請書等記載事項変更届出書とする。

(許可の取消し)

第5条 市長は、法第25条第3項の規定により同条第1項の許可を取り消したときは、煙火消費許可取消通知書により通知するものとする。

(煙火収去証)

第6条 市長は、法第43条第1項の規定により煙火を収去するときは、省令第88条に規定する収去証を被収去者に交付するものとする。

(煙火災害発生状況報告書)

第7条 法第46条第2項の規定に基づく報告は、煙火災害発生状況報告書によるものとする。

(諸書類の様式)

第8条 この規則に定める諸書類の様式は、消防長が別に定める。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、消防長が定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。